

付 議 第 4 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の
指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の
組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく
高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県
教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規
定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する
議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成26年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
 - (1) 高知県立高知青少年の家
 - (2) 高知県立青少年体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 3 指定期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

参考資料 1

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定に関する議案説明

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。